

いじめ防止基本方針

吹田市立第六中学校

令和6年4月1日

(目的)

第1 いじめは、「どの子どもにも、どの学校でも起こりうること」であり、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長、及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。以下、「いじめを絶対に許さない」学校を構築するために、「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」等に関する基本方針を定める。

(いじめの防止)

第2 いじめを未然に防ぐため、次にあげる事項に努める。

1 生徒一人ひとりの尊厳が守られるよう、いじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組む。

(1) 日常的に生徒の行動や様子を把握する。

(2) 欠席日数や部活動の参加状況等を注視し、情報を共有する。

(3) 「いじめ防止対策委員会」の機能性を高める。

(組織は管理職・生徒指導担当者・子ども支援コーディネーター・養護教諭・心理(スクールカウンセラー)福祉(スクールソーシャルワーカー)等の専門的知識を有するもの、その他関係者とする)

(4) いじめの防止等に関する年間計画を策定する。(別紙1)

(5) 計画的に校内研修を行う。

(6) 年間計画を策定・改訂する際、PTA・学校評議員に意見を求める。

2 いじめについての共通理解を図り、いじめに向かわない態度・能力を育成するとともにいじめが生まれる背景を把握し、自己有用感や自己肯定感を育み、生徒自らが、いじめについて学ぶ取り組みを進める。

(1) 教育活動全体を通して、生徒の主体的な活動を促し、道徳教育や人権教育を充実させることにより生徒の「自尊感情」を高める。

(2) 小学校と連携して、生徒のコミュニケーション能力を向上させる。

(3) 生徒会活動を活性化し、生徒自らが「いじめ撲滅」に取り組む姿勢を育む。

(4) 共に学び、共に育つ温かい教育環境づくりを進める。

(5) ネット上のいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、生徒への情報モラル教育、及び保護者への啓発活動を進める。

(6) 心の通い合う学校づくりを推進し、「心の居場所づくり」の取り組みを進める。

(早期発見)

第3 いじめを早期に発見するため、次にあげる事項に努める。

1 日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保ち、早い段階から複数の教職員で的確に関わるとともに、暴力を伴わないいじめや、潜在化しやすいグループ内のいじめなどにも注意深く対応する。

- (1)子どもたちの小さな変化を敏感に察知し、些細な兆候も教職員間で共有する。
- (2)学校生活アンケートを学期に1回実施する。
- (3)大阪府電話相談窓口等、各種の教育相談機関の周知を図り、教育相談体制の充実に努める。

(いじめに対する措置)

第4 いじめを発見・通報した場合は、次にあげる事項に努める。

- 1 発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに学年所属教職員及び、生徒指導委員会で対応するとともに、「いじめ防止対策委員会」に報告・相談する。また、被害生徒を守り、加害生徒の人権感覚を高め、人格の成長に主眼を置いた指導を行い、「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
 - (1) いじめと疑われる行為を発見した場合は、その行為を制止し、相談や訴えがあった場合は、被害生徒および相談者の安全を確保しながら、事態の把握に努める。
 - (2) 事態の軽重に関わらず、できる限りその日のうちに保護者へ事実関係を伝える。
 - (3) 被害生徒に寄り添い、支える体制づくりを行い、必要に応じて加害生徒に別室指導や出席停止の措置をとる。
 - (4) 好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動へ踏み出すために必要に応じて警察等関係諸機関の協力を得る。
 - (5) いじめの傍観者となっていた生徒に対しても、自分の問題としてとらえるよう指導する。
 - (6) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、市教育委員会と連携し、また警察署と相談して対処する。生徒に重大な被害が生じる恐れがある時は、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。
- (7)「組織的な対応の流れ」を策定し、早期解決に努める。(別紙2)
- 2 重大事態が発生した場合は、調査チームを設け、初動調査から実態の把握・分析等を一括して行うとともに、市教育委員会に報告し、事態の早期解決に努める。
 - (1) いじめにより被害生徒に重大な被害が生じた疑いがある場合や、いじめにより欠席を余儀なくされている疑いがある場合等は、調査チームによる調査を行い、事態の早期解決に取り組む。
 - (2) 調査チームは、被害・加害生徒からの聴き取りや質問紙によるアンケート調査の実施等を速やかに行い、その調査結果を被害生徒およびその保護者に対して報告するとともに、改めて要望や意見を十分に聴取する。
 - (3) 必要に応じて、被害生徒およびその保護者の所見を添え、市教育委員会に報告する。

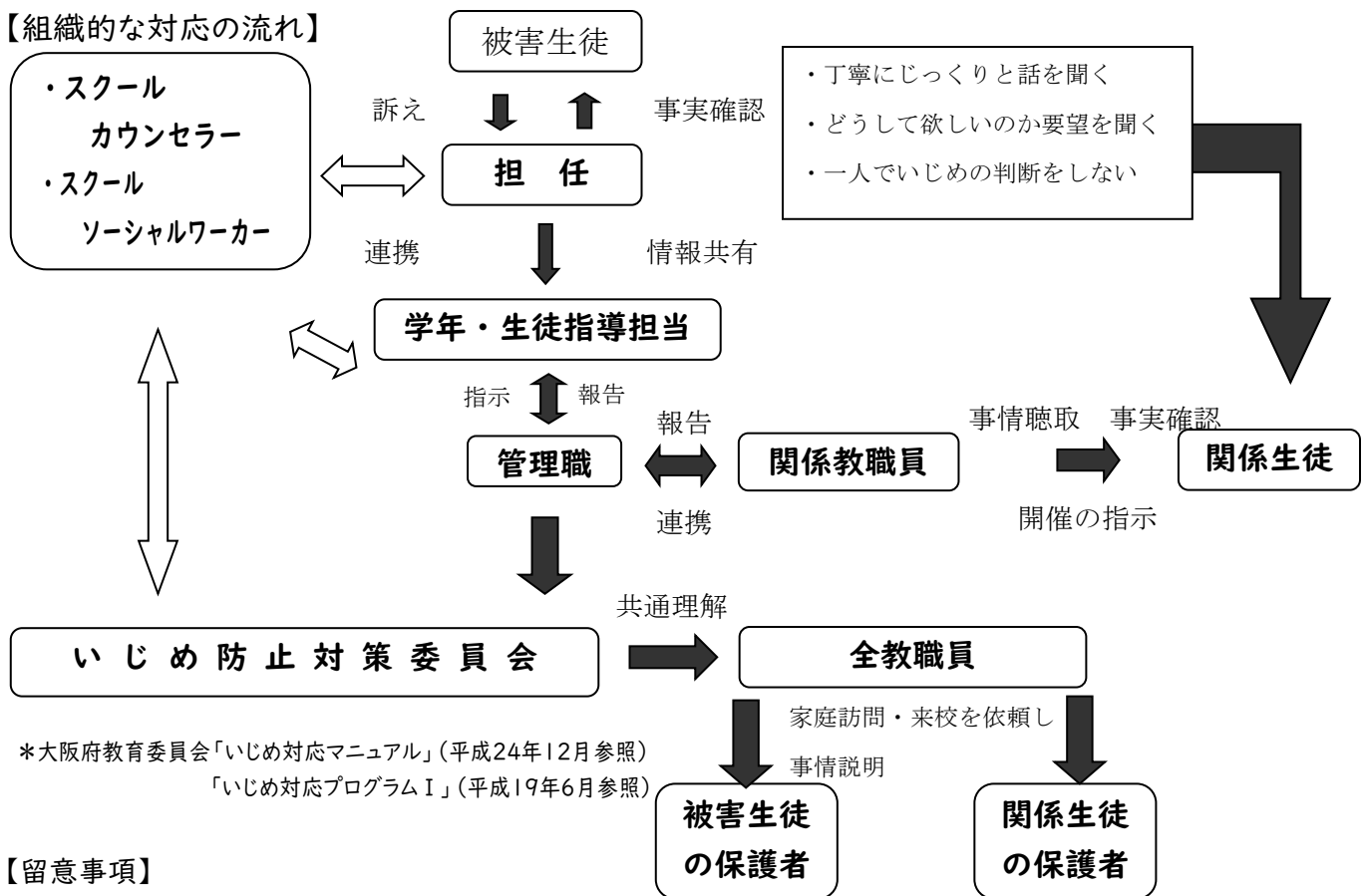
(その他)

- 第5 基本方針は、取組の進行状況の確認や、課題解決に至っていないケースの検証等、学期ごとに検討を行い、生徒の実態に応じて計画を見直す。

いじめ防止等に関する年間計画

	学校	生徒	保護者	地域・その他
4月	校内研修			
5月	いじめ防止プログラム いじめ防止の取り組み (生徒会)			オープンスクール 学校評議員会 地域教育協議会
		社会性測定用尺度調査		
6月	生活アンケート			P T A 総会
	集計、点検・検証			
7月	個人懇談			
8月	校内研修			
9月				
10月	学校生活アンケート			
		社会性測定用尺度調査		
	集計、点検・検証			
11月	学校教育自己診断			オープンスクール
12月				学校評議員会
	個人懇談			
1月	いじめ防止の取り組み (生徒会)			
2月	学校生活アンケート			P T A 総会
		社会性測定用尺度調査		
	集計、点検・検証			
	学年懇談			
3月	年度末点検・検証			地域教育協議会 学校評議員

【組織的な対応の流れ】



【留意事項】

○いじめを訴えてきた・生徒への対応

- ・子どもの心身の状態等に配慮し、子どもの立場に立って思いを十分に聞き取る。
- ・いつ、どこで、誰に、何をされたか、事実を整理しつつ丁寧に聞き取る。
- ・聞き取りをする場所も含め、話しやすい雰囲気づくりに配慮する。
- ・結論を誘導したりせず、本人の言葉が出るまでじっくり待ち、本人の要望を十分に聞く。
- ・担任一人で、いじめかどうか判断をしない。

○いじめたと訴えられた関係・生徒への対応

- ・いじめたと決め付けて話を聞くことがないように気をつける。
- ・事実関係の正確な把握や、学校から関係者への説明を適切に行うために、記録を取る。
- ・それぞれの生徒から、個別に話を聞き、事実関係のつきあわせを行ないながら全体像をつかむ。
- ・目撃した・生徒がいた場合、その生徒からも状況を聞く。
- ・携帯電話等情報機器を使用したいじめの場合、その情報がどういう経路でどの程度広がっているのかを確認する。

○いじめ防止対策委員会

- ・事実関係から、いじめの事態について判断する。
- ・いじめの事実のあるなしに関わらず、訴えを支援する対応策を考える。
- ・できる限り具体的な支援策や対応策を立て、担任一人に任せることなく、全教職員で対応できるような詳細な役割分担を行う。(誰が、いつ、どこで、何をするのか)
- ・保護者への説明方法、説明内容等も具体的に検討する。(複数対応、電話では済ませない。)
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー・弁護士等との連携や緊急・重篤な事案に対しては、「警察等関係諸機関との連携」、「保護者・地域の状況説明」、「報道機関等への情報提供」など相談・協議する。